

「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に関するガイドライン」の一部改正について（案）

2021年11月15日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<p>第4条関係</p> <p>リスクの特定とは、自社等がいかなる場面でマネロン・テロ資金供与リスクに晒され得るかを、具体的に明らかにする作業です。リスクには様々な捉え方があるが、金融が直面するマネロン・テロ資金供与リスクの観点では、第4条に挙げられている以下の要素を最低限勘案することが求められます。</p> <p>レ提供される商品・サービス（例：取り扱う暗号資産）</p> <p>レ取引の形態（入金出金に他者名義口座利用を許すか等も含む）</p> <p>レ地理的要素（マネロン・テロ資金供与リスクが高いとされる国・地域、営業拠点、顧客の居住地等の切り口で各々勘案する）</p> <p>レ利用者の属性（職業、取引の目的、資産・収入の原資）</p> <p>したがって、「送金のリスク」等の単一の区分のみではリスクを正確に特定することは困難と考えられます。警察庁・犯罪収益移転危険度調査書のほか、金融庁の提供事例、自社等における疑わしい取引の届出事例、営業部門や取引時確認担当部門等第1線において集積された具体事例等も参考にし、いかなる場面にリスクが潜んでいるかを検討する必要があります。</p> <p>リスク特定結果の文書化にあたっては、前述のようなリスク要素について各々リスクを特定し、明記することが考えられます。</p>	<p>第4条関係</p> <p>リスクの特定とは、自社等がいかなる場面でマネロン・テロ資金供与リスクに晒され得るかを、具体的に明らかにする作業です。</p> <p>リスクには様々な捉え方があるが、金融が直面するマネロン・テロ資金供与リスクの観点では、第4条に挙げられている以下の要素を最低限勘案することが求められます。</p> <p>レ提供される商品・サービス（例：取り扱う<u>仮想通貨</u>）</p> <p>レ取引の形態（入金出金に他者名義口座利用を許すか等も含む）</p> <p>レ地理的要素（マネロン・テロ資金供与リスクが高いとされる国・地域、営業拠点、顧客の居住地等の切り口で各々勘案する）</p> <p>レ利用者の属性（職業、取引の目的、資産・収入の原資）</p> <p>したがって、「送金のリスク」等の単一の区分のみではリスクを正確に特定することは困難と考えられます。警察庁・犯罪収益移転危険度調査書のほか、金融庁の提供事例、自社等における疑わしい取引の届出事例、営業部門や取引時確認担当部門等第1線において集積された具体事例等も参考にし、いかなる場面にリスクが潜んでいるかを検討する必要があります。</p> <p>リスク特定結果の文書化にあたっては、前述のようなリスク要素について各々リスクを特定し、明記することが考えられます。</p>

<p>なお、マネロン・テロ資金供与リスクのうち、テロ資金供与リスクについては、国連安保理により制裁対象として指定される個人・団体には、テロ資金供与のみならず、大量破壊兵器の拡散に関する金融に対する制裁（すなわち拡散金融に対処する制裁）として既に実施されているものが含まれています。</p>	
<p>第5条第3項関係 リスクの特定・評価については、定期的（少なくとも年1回）見直す必要があるほか、例えば、<u>疑わしい取引の届出の状況等に</u>変化がある場合や、<u>他社等で不芳事例が見られた場合等に</u>、見直しの必要性を再検討すること等が重要となります。リスク評価の見直しの頻度について規定するにあたっては、定期的な見直しの頻度のほか、どのような場合にリスク評価の見直しを実施するのかを具体的に挙げるのが重要となります。</p>	<p>第5条第3項関係 リスクの特定・評価については、定期的（少なくとも年1回）見直す必要があるほか、例えば、<u>疑わしい取引の届出の取引類型毎の件数に著しい増減がある場合や、他社等で不芳事例が見られた場合等に</u>、見直しの必要性を再検討すること等が重要となります。リスク評価の見直しの頻度について規定するにあたっては、定期的な見直しの頻度のほか、どのような場合にリスク評価の見直しを実施するのかを具体的に挙げるのが重要となります。</p>
<p>第6条関係 <u>会員が提供する商品・サービス、取引形態、国・地域、利用者属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえて、全ての利用者に対するリスク評価をすることが必要です。例えば取引開始時点においても、単に取引の可否や本部協議の要否を判断するだけでなく、継続的利用者管理のために必要な利用者リスク評価を行うことが求められます。</u> <u>利用者と取引を行うに当たっては、当該利用者がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような取引目的を有しているか、資金の流れはどうなっているかなど、利用者に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべき低減措置を判断・実</u></p>	<p>第6条関係</p>

<p>施することが必要です。低減措置の実施等については、ブロックチェーン分析ツール等のシステムの活用も有効と思われます。</p> <p>なお、ここでいう団体とは、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(F A Q)」に記載があるように、法人に限定されるものではなく、法人格なき社団も含む概念です。</p> <p>また、例えば、リスク格付け方式を導入している場合には、「国・地域」について、マネロン・テロ資金供与対策の観点からリスクランク(点数)を設け、評価対象の利用者の居住地に応じて当該利用者に点数を付けます。同じように「国・地域」以外の属性要素のうち、マネロン・テロ資金供与対策に関わりのあるリスク項目について点数化して、利用者ごとに総合点をつけて、一定以上の点数となった利用者については取引状況等をモニタリングするなどの対策も考えられます。なお、「国・地域」を例に考えても、そのマネロン・テロ資金供与対策上の評価は不変ではなく、腐敗度や規制環境の変化等トリガーイベントによる変更が想定されます。また、地勢上のリスクを評価する項目が「居住地」のみで十分であるか(例えば、「出身地」も項目として加えるなど)という点も継続的な検証が必要です。したがって、こうしたマネロン・テロ資金供与対策上の評価に用いる評価項目と配点は、年に一回やトリガーイベントの発生時において適宜、見直しを図る必要があります(なお、見直しを行った結果、修正が不要と判断することもあり得ます)。</p> <p>利用者毎のリスク評価にあたっては、実際の利用者・取引が、特定・評価したリスク要因のうちいずれに該当するかを個別具体的に</p>	<p>例えば、「国・地域」について、マネロン・テロ資金供与対策の観点からリスクランク(点数)を設け、評価対象の利用者の居住地に応じて当該利用者に点数を付けます。同じように「国・地域」以外の属性要素のうち、マネロン・テロ資金供与対策に関わりのあるリスク項目について点数化して、利用者ごとに総合点をつけて、一定以上の点数となった利用者については取引状況等をモニタリングするなどの対策も考えられます。なお、「国・地域」を例に考えても、そのマネロン・テロ資金供与対策上の評価は不変ではなく、腐敗度や規制環境の変化等トリガーイベントによる変更が想定されます。また、地勢上のリスクを評価する項目が「居住地」のみで十分であるか(例えば、「出身地」も項目として加えるなど)という点も継続的な検証が必要です。したがって、こうしたマネロン・テロ資金供与対策上の評価に用いる評価項目と配点は、年に一回やトリガーイベントの発生時において適宜、見直しを図る必要があります(なお、見直しを行った結果、修正が不要と判断することもあり得ます)。</p> <p>利用者毎のリスク評価にあたっては、実際の利用者・取引が、特定・評価したリスク要因のうちいずれに該当するかを個別具体的に確認・調査し、複数のリスク要因に該当する場合にはその組合せも含めて、きめ</p>
---	---

<p>に確認・調査し、複数のリスク要因に該当する場合にはその組合せも含めて、きめ細かく、当てはめを実施していくことが重要です。</p> <p>利用者や取引に該当するリスク要因を確認・調査するに当たっては、対応項目・手順等を明記したヒアリングシート、チェックリスト、確認マニュアル等を整備して、職員による適切な対応を可能とするとともに、形式的にチェックリスト等への該当性の有無のみを確認するような運用となることを防ぐため、職員に対して検証点及び検証すべき理由を周知・浸透させ、確認・調査の精度を高めて十分な情報を取得することが重要となります。</p> <p>リスク要因の組合せについては、リスク要因ごとに配点等を付し、各利用者・取引について、該当するリスク要因の配点等を組み合わせてリスク評価を実施する方法（利用者リスク格付方式）のほか、比較的簡素な方法として、各リスク要因を書き出した上で、実際の利用者・取引に対して、該当するリスク要因の個数等に応じて、低減措置を検討（レッドフラッグ方式）することも考えられます。</p>	<p>細かく、当てはめを実施していくことが重要です。</p> <p>利用者や取引に該当するリスク要因を確認・調査するに当たっては、対応項目・手順等を明記したヒアリングシート、チェックリスト、確認マニュアル等を整備して、職員による適切な対応を可能とするとともに、形式的にチェックリスト等への該当性の有無のみを確認するような運用となることを防ぐため、職員に対して検証点及び検証すべき理由を周知・浸透させ、確認・調査の精度を高めて十分な情報を取得することが重要となります。</p> <p>リスク要因の組合せについては、リスク要因ごとに配点等を付し、各利用者・取引について、該当するリスク要因の配点等を組み合わせてリスク評価を実施する方法（利用者リスク格付方式）のほか、比較的簡素な方法として、各リスク要因を書き出した上で、実際の利用者・取引に対して、該当するリスク要因の個数等に応じて、低減措置を検討（レッドフラッグ方式）することも考えられます。</p>
<p><u>第 10 条関係第 1 項、第 2 項関係</u></p> <p>財務省による資産凍結等経済制裁対象者リスト（以下、「制裁リスト」という。）の更新は不定期に行われることから、定期的にチェックする、更新情報を受信するなど、最新の状態を維持する体制を講じる必要があります。</p> <p>海外在住者・外国籍の顧客との取引や外国通貨建の取引を行う場合には、財務省による経済制裁要件のみならず、当該地域や当該通貨に適用される外国の経済制裁内容や</p>	<p>第 10 条関係</p> <p>財務省による資産凍結等経済制裁対象者リスト（以下、「制裁リスト」という。）の更新は不定期に行われることから、定期的にチェックする、更新情報を受信するなど、最新の状態を維持する体制を講じる必要があります。</p> <p>海外在住者・外国籍の顧客との取引や外国通貨建の取引を行う場合には、財務省による経済制裁要件のみならず、当該地域や当該通貨に適用される外国の経済制裁内容や</p>

<p>制裁リストも照合対象とする必要があります。</p> <p>上記経済制裁リスト等との照合を、新規口座開設時のみならず、口座開設後も既存利用者に対し、制裁対象者、反社会的勢力、不芳情報該当者、PEPs それぞれのリスクに応じた頻度で継続的に実施する必要があります。</p>	<p>制裁リストも照合対象とする必要があります。</p> <p>上記経済制裁リスト等との照合を、新規口座開設時のみならず、口座開設後も既存利用者に対し、制裁対象者、反社会的勢力、不芳情報該当者、PEPs それぞれのリスクに応じた頻度で継続的に実施する必要があります。</p>
<p><u>第 10 条第 5 項関係</u></p> <p><u>「制裁対象取引について、リスクに応じて検知する」とは、会員の事業・利用者特性を鑑みる、すなわちリスクに応じた、深度のある体制の構築を示すものです。</u></p> <p><u>(1)「制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっている」かとは、取扱業務や利用者層を踏まえて、取引フィルタリングシステムのあいまい検索機能の設定を行うよう、定期的に調整することを示します。</u></p> <p><u>(2)「国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置」とは、会員自らの取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、他国が発動する制裁に関しては、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することを、自らのリスク評価に従い、適宜適切に未然防止措置を講ずることが考えられます。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第 23 条関係</u></p> <p><u>利用者の取引にかかる疑わしきの判断は、都度の取引により完結するものではないことに留意が必要です。利用者に関する累積した取引履歴、利用者による過去の申告内容その他会員が利用者に関して保有する情報等に鑑み、包括的にリスクの検証をしたうえで、疑わしい取引の判断を行うことが期待されます。</u></p>	<p>(新設)</p>

